

平成 20 年度の国民健康保険税の税率改定の状況

		医療分税率		支援分税率	介護分税率	
		改定前	改定後	改定後	改定前	改定後
国見町	所得割	7.1%	4.80%	2.20%	0.85%	1.57%
	資産割	40.00%	19.30%	7.60%	8.00%	8.50%
	均等割	19,700 円	14,600 円	6,400 円	5,800 円	7,400 円
	平等割	22,600 円	16,700 円	7,100 円	3,000 円	5,300 円
国東町	所得割	8.2%	6.60%	2.20%	0.85%	1.57%
	資産割	44.00%	23.80%	7.60%	8.50%	8.50%
	均等割	20,500 円	19,800 円	6,400 円	6,200 円	7,400 円
	平等割	24,000 円	22,700 円	7,100 円	3,600 円	5,300 円
武蔵町	所得割	7.80%	6.60%	2.20%	1.20%	1.57%
	資産割	42.00%	23.80%	7.60%	9.00%	8.50%
	均等割	19,500 円	19,800 円	6,400 円	6,000 円	7,400 円
	平等割	26,000 円	22,700 円	7,100 円	4,500 円	5,300 円
安岐町	所得割	7.80%	6.60%	2.20%	0.80%	1.57%
	資産割	42.00%	23.80%	7.60%	8.00%	8.50%
	均等割	19,000 円	19,800 円	6,400 円	5,600 円	7,400 円
	平等割	23,500 円	22,700 円	7,100 円	4,400 円	5,300 円

※国見町の医療分税率につきましては、国民健康保険基金の持込み率が他の3町よりも高いために、平成20年度に限り税率を下げています。

国保税の軽減制度

○世帯(世帯主及び被保険者)の前年の所得等の合計額が下記の基準以下の場合、均等割・平等割が減額されます。

軽減割合	該当する世帯の所得額基準
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)
2割軽減	33万円+(35万円×被保険者数)

※所得の有無に関わらず所得申告していることが必要です。

※医療分・支援分・介護分ともに同じ軽減割合となります。



○後期高齢者医療制度の創設に伴って、国保税の算出上、次のような措置があります。

後期高齢者医療制度に加入したことで国保被保険者数が減少しても、一定期間(最長5年)、従前と同様の軽減措置を受けることができます。

国保被保険者が、後期高齢者医療制度に加入したことで、その世帯の国保加入者がひとりになった場合、一定期間(最長5年)医療分及び支援分に係る平等割額を半額にします。

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎0978-72-1111 内線133・178
市民健康課 国保係 ☎0978-72-1111 内線112・114